

平成 20 年 1 月吉日

お客様 各位

金融商品取引業者
アクロス F X 株式会社
関東財務局長（金商）第 238 号
(社)金融先物取引業協会 会員番号 1503

「金融庁による外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の結果について」

平素は、アクロス F X 株式会社の外国為替証拠金取引をご利用いただきまして誠に有難うございます。

先般、金融庁による外国為替証拠金取引業者に対してリスク管理の状況等に関する調査結果が平成 19 年 12 月 7 日に公表されました。この調査結果を踏まえ当社のリスク管理状況等につきましてご報告申し上げます。

1、区分管理の状況

お客様が当社に預託した証拠金は、信託保全（三井住友銀行）のほか、カバー先及び金融庁長官の指定する金融機関において外国為替証拠金分離保管口座に当社の固有財産とは分別して管理しております。

当社カバー先

アイディーオー証券株式会社：金融商品取引業
OCBC証券（所在地：シンガポール）：証券業

2、自己勘定取引におけるリスク管理の状況

当社では自己勘定取引は行っておりません。この為、自己勘定取引によるリスクは発生いたしません。

3、為替相場が急激に変動した場合のリスク管理状況

当社では自己勘定取引は行っておらず、お客様からのお取引は全てカバー先へ自動的に取り次ぎしております。為替相場が急激に変動した場合においては、カバー取引先と連携しお客様へ取引環境を継続して提供いたす所存でございますが、一時的にお客様に提示する取引レートのスプレッド幅が広がる場合もございます。

4、顧客及びカバー取引との取引の状況

顧客との取引形態について

当社では、インターネット取引と電話取引を行っておりまして、インターネット取引の割合が98%以上を占めております。

カバー取引に係る業者のリスク管理について

インターネット取引及び電話取引におきましても、お客様からの注文は全て個別注文毎に即時にカバー取引を行っております。

以上

今後とも、アクロスFX株式会社をよろしくお願い申し上げます。

外国為替証拠金取引を始めるにあたっては、契約締結前交付書面などの書面の内容を十分にお読み頂き 各リスクを十分にご理解いただいた上でお取引ください。外国為替証拠金取引は相対取引であるため、取引所取引とは異なり当社がお客様の取引の相手方となります。

外国為替証拠金取引は元本や収益が保証されているものではなく為替レート・スワップポイント(金利差調整分)などの変動により損失が生ずる恐れがあり、相場の急激な変動があった場合には元本損失・元本超過損が生ずる恐れもございます。

当社が提示する売りつけの価格と買い付けの価格とには差(スプレッド)があります。外国為替証拠金取引はレバレッジ効果により、実際の取引金額に比べ、少額な証拠金で多額の取引を行うことが出来るため、大きな利益を期待できる半面、為替レートの変動で多額の損失が生じる場合があります。

当社のレバレッジは 最大で約 250 倍程度となっており、証拠金は1取引通貨単位で最少単位は1万円です。手数料はネット経由の場合には 上限は片道 500 円(1取引通貨単位あたり)で、電話経由の場合には 上限は 2000 円(1取引通貨単位あたり)となっています。詳しくは取引説明書をご覧ください。